

豊田市中心市街地活性化協議会「豊田シティセンターマネジメント」規程

(趣旨)

第1条 この規程は、豊田市中心市街地活性化協議会規約第16条第3項の規定に基づき、豊田市中心市街地活性化協議会「豊田シティセンターマネジメント（以下「TCCM」という。）」の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 TCCMは、豊田市中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）のもと、本市基本計画の目標である、中心市街地の「活力」「交通」「環境」の改善・向上を目指し、官民のパートナーシップに基づき、具体的事業の推進・支援及び事務局運営を担うことを目的とする。

(活動)

第3条 TCCMは、豊田市中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）のもと、次に掲げる活動を行う。

- (1) 基本計画事業における各事業主体への支援
- (2) 基本計画事業の推進とマネジメント
- (3) 中心市街地活性化にかかわる事業構想と検討、立案
- (4) 中心市街地活性化にかかわる長期ビジョンに関すること
- (5) 市民意識の醸成
- (6) 協議会の事務処理
- (7) その他協議会の運営全般に関し必要な事項

(組織)

第4条 TCCMは、協議会の幹事構成員より会長が指名する担当者及び業務を遂行するうえで必要とする関係者で組織し、TCCMチームと称する。

(TCCMチーム)

第5条 TCCMチームには、タウンマネージャー1名、サブマネージャー若干名、チーフ1名を置く。
2 タウンマネージャーは、協議会の会長が指名する者をもって充てる。
3 サブマネージャーは、タウンマネージャーが指名する者をもって充て、タウンマネージャーに事故あるとき又はタウンマネージャーが欠けたときは、その職務を代理する。
4 チーフは、タウンマネージャーが指名する者をもって充て、タウンマネージャーを補佐し、TCCMの活動を統括する。

(会議)

第6条 会議は、必要に応じてタウンマネージャーが招集し、その会議の議長となる。
2 タウンマネージャーは、必要に応じて会議に関係者等の出席を求めることができる。

(アドバイザー)

第7条 TCCMに、中心市街地の活性化に関する諸活動を円滑に進めるため、まちづくりについて専門的知見を有する外部アドバイザーを置くことができる。

(報告)

第8条 タウンマネージャーは、TCCMの協議の経過及び結果について会長に報告しなければならない。

(庶務)

第9条 TCCMの庶務は、事務局において処理する。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、タウンマネージャーが会長と協議のうえ別に定める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。